

旭川市保育体制充実補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 保育体制充実補助金（以下「補助金」という。）は、入所児童の処遇向上と充実を図るため、旭川市保育体制充実事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、「特定教育・保育，特別利用保育，特別利用教育，特定地域型保育，特別利用地域型保育，特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）及び特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年3月31日府政共生第350号，26文科初第1464号，雇児発0331第9号）」（以下「基準等」という。）に規定する保育士の数を超える保育士及び予備調理員等を配置する保育所等（以下「施設」と総称する。）に対し，その経費相当額を交付する。

また，施設の職員の母体の保護又は専心療養の保障を図るため，実施要綱に基づき，産休等代替職員の任用に要する経費相当額を交付する。

(補助対象及び補助額)

第2条 前条に規定する事業の実施に必要な経費のうち，補助対象経費について，予算の範囲内において，補助金を交付する。

- 2 補助対象職員は，別表1のとおりとする。
- 3 補助対象経費及び補助額は，別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は，補助金交付の申請をしようとするときは，次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 予備保育士（保育補助者），低年齢児担当保育士及び予備調理員の配置に係る補助申請

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書兼補助金交付申請額算出調書（様式第2号）
- ウ 職員配置状況表（様式第3号の1）（保育所）
職員配置状況表（様式第3号の2）（認定こども園）
職員配置状況表（様式第3号の3）（小規模保育事業所）
- エ 毎月1日現在の入所児童数及び配置保育士数調査表（様式第4号の1）
毎月1日現在の入所児童数及び配置保育教諭数調査表（様式第4号の2）
毎月1日現在の入所児童数及び配置保育士数調査表（様式第4号の3）
- オ 毎月1日現在の配置保育士数内訳表（様式第5号の1）
毎月1日現在の配置保育教諭数内訳表（様式第5号の2）
毎月1日現在の配置保育士数内訳表（様式第5号の3）
- カ 保育補助者研修受講計画書（様式第6号）
- キ 保育補助者配置に係る業務改善計画書（様式第7号）

- ク 補助対象職員の雇用契約書の写し及び就業規則の写し
- ケ その他必要と認める書類
- (2) 産休等代替職員の配置に係る補助申請
 - ア 補助金交付申請書（様式第1号）
 - イ 産休等代替職員事業計画書兼補助金交付申請額算出調書（様式第8号）
 - ウ 産休の場合：出産予定日の記載のある妊娠証明書又は母子手帳の写し
病休の場合：傷病名・療養に要する期間の記載のある医師の診断書
 - エ 産休等職員及び産休等代替職員の雇用契約書の写し
 - オ 産休等代替職員の資格証明書の写し
 - カ 産休又は病休の休業期間及び給与の全額の支給を定めた就業規則等の写し
 - キ その他必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請書の審査を行い、その結果適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。また、補助金の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ及び決定事項の変更)

第5条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容等に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる書類を速やかに提出するものとし、第2号に規定する変更については、あらかじめ市長の承認を受けなければならないものとする。ただし、軽微な変更で市長が認めるものについては、この限りではない。

(1) 補助金交付申請の取下げ

補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）

(2) 補助金額の変更

補助金交付変更申請書（様式第11号）

2 前項第1号に規定する取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(変更承認)

第6条 市長は、前条第1項第2号に規定する変更についての申請を受けたときは、当該申請書の審査を行い、その結果適当と認めたときは、補助金交付変更決定通知書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。また、変更の承認をしないことを決定したときも、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告等)

第7条 市長は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 前項に規定する報告等に基づき、補助事業が補助金の交付の決定の内容に従って遂行されていないと認めるときは、その理由を提示し、補助事業者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(実績報告の提出)

第8条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 予備保育士（保育補助者）、低年齢児担当保育士及び予備調理員の配置に係る補助申請

- ア 補助事業実績報告書（様式第13号）
- イ 補助金精算書（様式第14号）
- ウ 収支経理状況報告書（様式第15号）
- エ 職員配置状況表（様式第3号の1）（保育所）
職員配置状況表（様式第3号の2）（認定こども園）
職員配置状況表（様式第3号の3）（小規模保育事業所）
- オ 毎月1日現在の入所児童数及び配置保育士数調査表（様式第4号の1）
毎月1日現在の入所児童数及び配置保育教諭数調査表（様式第4号の2）
毎月1日現在の入所児童数及び配置保育士数調査表（様式第4号の3）
- カ 毎月1日現在の配置保育士数内訳表（様式第5号の1）
毎月1日現在の配置保育教諭数内訳書（様式第5号の2）
毎月1日現在の配置保育士数内訳書（様式第5号の3）
- キ 保育補助者研修受講一覧表（様式第6-2号）
- ク 保育補助者配置に係る業務改善報告書（様式第7-2号）
- ケ 補助対象職員に関する経費調べ（様式第16号）
- コ 補助対象職員の賃金台帳等の写し
- サ その他必要と認める書類

(2) 産休等代替職員の配置に係る補助申請

- ア 補助事業実績報告書（様式第13号）
- イ 産休等代替職員事業実績内訳書兼補助金精算書（様式第17号）
- ウ 収支経理状況報告書（様式第15号）
- エ 産休の場合：出産日のわかる出生届出済証明等の写し
- オ 産休等代替職員の出勤簿の写し
- カ 産休等職員及び産休等代替職員の賃金台帳等の写し
- キ その他必要と認める書類

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告書が提出されたときは、当該報告書の審査を行い、その結果補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第18号）により、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助金の交付決定額と確定した額が同額の場合にあっては、この通知を省略することができる。

(是正のための措置)

第10条 市長は、第8条に規定する報告書の提出があった場合で、報告書に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、その理由を提示し、補助事業者に対してこれに適合させるための措置を講じるよう指示するものとする。

(交付の時期)

第11条 補助金の交付は、第9条の規定により補助金の額を確定した後において行うものとする。

(補助金の概算払)

第12条 前条の規定にかかわらず、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金交付決定額全額又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を必要とするときは、補助金概算払申請書（様式第19号）を提出し、市長の承認を受けなければならないものとする。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請書の審査を行い、その結果適当と認めるときは、補助金の概算払の交付を決定し、概算払決定通知書（様式第20号）により、補助事業者に通知するものとする。また、概算払の交付をしないことを決定したときも、その旨を書面により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとし、取消しに係る部分に関し既に交付した補助金がある場合は、その補助金を返還させるものとする。

(1) 補助金を事業の目的以外の用途に使用したとき

(2) 補助事業の執行に関し、補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 補助金の申請及び実績報告に虚偽又は不正があったとき

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が補助の目的を達することができないと認めるとき

2 前項に規定する取消しをするときは、補助事業者に対してその理由を書面により示すものとする。また、前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(関係書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の期日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表1 施設別補助対象職員

| 施設区分 | 2号・3号利用 定員の合計人数 | 対象職員 |
|------------|--------------------|---|
| 私立認可保育所 | 30人以上 | 予備保育士（保育補助者） 低年齢児担当保育士 予備調理員 産休等代替職員 |
| | 30人未満 | 低年齢児担当保育士 産休等代替職員 |
| 私立認定こども園 | 30人以上 | 予備保育士（保育補助者） 低年齢児担当保育士 予備調理員 産休等代替職員（幼保連携型・保 育所型のみ） |
| | 30人未満 | 低年齢児担当保育士 産休等代替職員（幼保連携型・保 育所型のみ） |
| 私立小規模保育事業所 | | 低年齢児担当保育士 |

別表 2

| | |
|---------------|---|
| <p>補助対象経費</p> | <p>1 予備保育士（保育補助者）及び低年齢児担当保育士 次の補助対象職員の任用に必要な賃金。</p> <p>補助対象職員</p> <p>(1) 予備保育士（保育補助者） 保育士資格を有しない保育補助者を含む 勤務時間数（常勤・非常勤）は問わない</p> <p>(2) 低年齢児担当保育士 保育士資格要 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士</p> <p>※1 短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育士を複数 合わせて1日6時間以上かつ月20日以上勤務する状態となる場合は、 短時間勤務の保育士を充てることできる。</p> <p>※2 いずれの保育士も、基準等及び旭川市の他補助金、委託事業に規定 する必要保育士数を超えて配置する保育士であること。</p> <p>※3 保育士の配置にあたっては、基準等に規定する基本加算部分及び特 定加算部分に必要な配置を優先させること。</p> <p>※4 配置保育士数には産休産後休暇・育児休業・病気休暇等を取得して いる保育士は含まないこと。</p> <p>2 予備調理員 保育所又は認定こども園の衛生管理等のために雇用された予備調理員の 任用に必要な賃金。 なお、給食調理又は調理員を外部委託する場合は補助対象外とする。</p> <p>3 産休等代替職員 産休等代替職員（保育士・栄養士・調理員）の任用に必要な賃金。 ただし、次に掲げる賃金については補助対象経費から除外する。</p> <p>(1) 時間外賃金</p> <p>(2) 出産日が出産予定日より遅くなった場合の、出産予定日の翌日から出 産日までの賃金</p> |
|---------------|---|

| | |
|-------|--|
| 補助基準額 | <p>1 予備保育士（保育補助者）及び低年齢児担当保育士 月額 152,880円 日額 7,280円（月額152,880円を上限とする） 各月初日において必要保育士数を超える補助対象保育士（予備保育士又は保育補助者1名及び低年齢児担当保育士1名）が配置されている月数に月額を乗じて補助基準額を算出する。 ただし、月途中において保育士数の増減が生じた場合については、当該月の勤務実績を確認し、その事実が生じた日以降又はその事実が生じた日までの勤務日数（有給休暇を含む。）に日額を乗じて補助基準額を算出するものとする。</p> <p>2 予備調理員 月額 37,350円 日額 2,490円（月額37,350円を上限とする） ただし、月途中において保育士数の増減が生じた場合については、当該月の勤務実績を確認し、その事実が生じた日以降又はその事実が生じた日までの勤務日数（有給休暇を含む。）に日額を乗じて補助基準額を算出するものとする。</p> <p>3 産休等代替職員 （1）時間給 770円（日額6,160円を上限とする） 補助対象期間の補助日額（時間給770円に実労働時間（有休休暇を含む。）を乗じて得た額）を加算して得た額。 （※補助日額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。） （2）夜勤の場合 22:00から1:00までの実労働時間 時間給 963円 上記以外の実労働時間 時間給 770円</p> |
| 補助額 | <p>1 予備保育士（保育補助者）及び低年齢児担当保育士 補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額</p> <p>2 予備調理員 補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額</p> <p>3 産休等代替職員 補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額</p> |